３　この協定は、一年間効力を有し、その効力は、毎年自動的に延長されるものとし、いずれの締約国政府も、この協定の終了の日の少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対し書面により、この協定を終了させる意思を通告することができる。この場合には、終了は、当該他方の締約国政府がその通告を受領した後六箇月の期間が経過した日に効力を生ずる。

４　この協定が終了した場合においても、この協定に従って提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

二千二十年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
茂木敏充

ニュージーランド政府のために
ジェシカ・ロイズ

○外務省告示第百四十六号

日本国とニュージーランドとの間の協定第十九条第一項第一号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に署名した日本国とニュージーランドとの間の協定第十八条第一項